

## 業務説明資料

### 1 件名

横浜市民防災センター マンション防災啓発エリア展示企画制作等業務委託

### 2 業務目的

本事業は、市内の住戸数におけるマンション等の共同住宅の割合が約60%と全国平均の約40%に対し非常に高くなっている現状を踏まえ、横浜市民防災センターに設置されるマンション防災啓発エリアにおいてマンションの火災対策・災害対策（地震・風水害）を啓発する展示内容を企画の上、企画に基づく展示物を製作・設置し、市民防災センター来館者のマンションに対する防災力の向上を推進するものです。

### 3 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4 履行場所

横浜市民防災センター2階 マンション防災啓発エリア

### 5 マンション防災啓発エリア概要

#### (1) 場所

横浜市民防災センター2階 約50㎡

※現在VR自由体験コーナーを設置

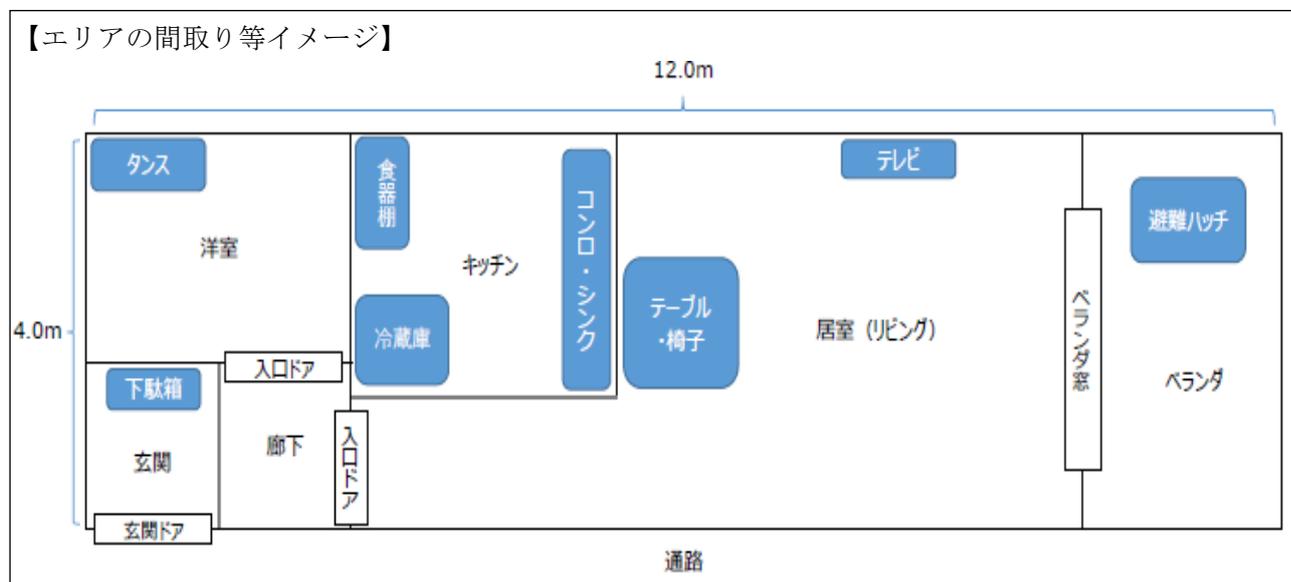
#### (2) 内容

居室（リビング）、ベランダ、玄関等を含めたマンションを模したエリア

※マンションのモデルルームをイメージ、家具等も設置

#### (3) 既設の消防用設備

屋内消火栓、防火戸及び業務用消火器



## 6 業務概要

マンション防災啓発エリアにおけるマンションの火災対策・災害対策（地震・風水害）を啓発する展示内容を企画の上、企画に基づく展示物を製作・設置

### 【啓発したい内容】

- 火災予防対策（出火原因となる状況の再現、出火防止器具等の紹介）
- 火災発生時の初期対応（初期消火、自動火災報知設備及び屋内消火栓取扱い方法）
- マンション火災の特性（避難行動（2方向避難）の習得、防火戸取扱い）
- 免振・耐震比較、家具固定あり・なし比較
- 在宅避難に必要な物品
- マンションコミュニティー・地域とのつながりの重要性
- 効果的・先進的な防災訓練手法

## 7 業務実施方針

- (1) 横浜市民防災センターのキャッチフレーズである「楽しく学んでしっかり備える」をテーマに、来館者の増加につながるような独自性に優れた企画であること。
- (2) マンション防災啓発エリアにおいて、今後体験型のプログラムを運用することを予定していることから、できる限り利用者の動線を妨げないよう展示物を設置すること。

## 8 提案書に必要な提案内容

- (1) 業務実施体制
- (2) 実施計画（スケジュール）
- (3) 実施内容
- (4) エリア全体及び展示物のイメージ図（様式自由）
- (5) 類似業務の実績
- (6) 参考見積書
- (7) 企業としての取組
- (8) その他当該業務に必要な事項

## 9 留意事項

- (1) 本業務は、広告事業で設置されるマンション防災啓発エリアへの展示を企画し展示物を設置するものであり、マンション防災啓発エリア設置事業者との調整が必要となるため、業務の実施に際しては、発注者と十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途発注者と協議の上、決定するものとします。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、発注者が報告等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではなりません。また、発注者が公表している又は発注者が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはいけません。

(3) 受託者は、本業務におけるデザインについて、商標登録等されていないオリジナルのものであること及び第三者の著作権等を侵害するものではないことを保証するものとします。

万一、第三者から権利侵害の訴え等が生じたときは、受託者は自己の責任においてこれを解決するものとします。

(4) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めません。また、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得てください。

(5) 本業務の成果物に係る使用权、意匠権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第28条までに規定する権利をいう）は、写真・イラスト等を含め、全て発注者に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはいけません。また、発注者が2次利用を含めて、これを自由に使用できるものとします。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても発注者は責任を負いません。